

労働安全衛生法の改正についてのご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
2023年4月より、改正労働安全衛生法が施行されることが厚生労働省より
公布されております。
別紙の概要説明資料をご活用いただき、ユーザー様へご案内頂きますようお願い致します。

記

【概要説明】

- ・【別紙】「労働安全衛生法改正の概要について」をご参照ください。
※2種類ございます。必要に応じて使い分けをしてください。

【参照】

- ・厚生労働省HP 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

【その他】

- ・ご不明な点等ございましたら営業担当へお問い合わせください。

以 上

労働安全衛生法 改正（概要）について

関西ペイント株式会社
自動車補修塗料統括部

関西ペイント販売株式会社

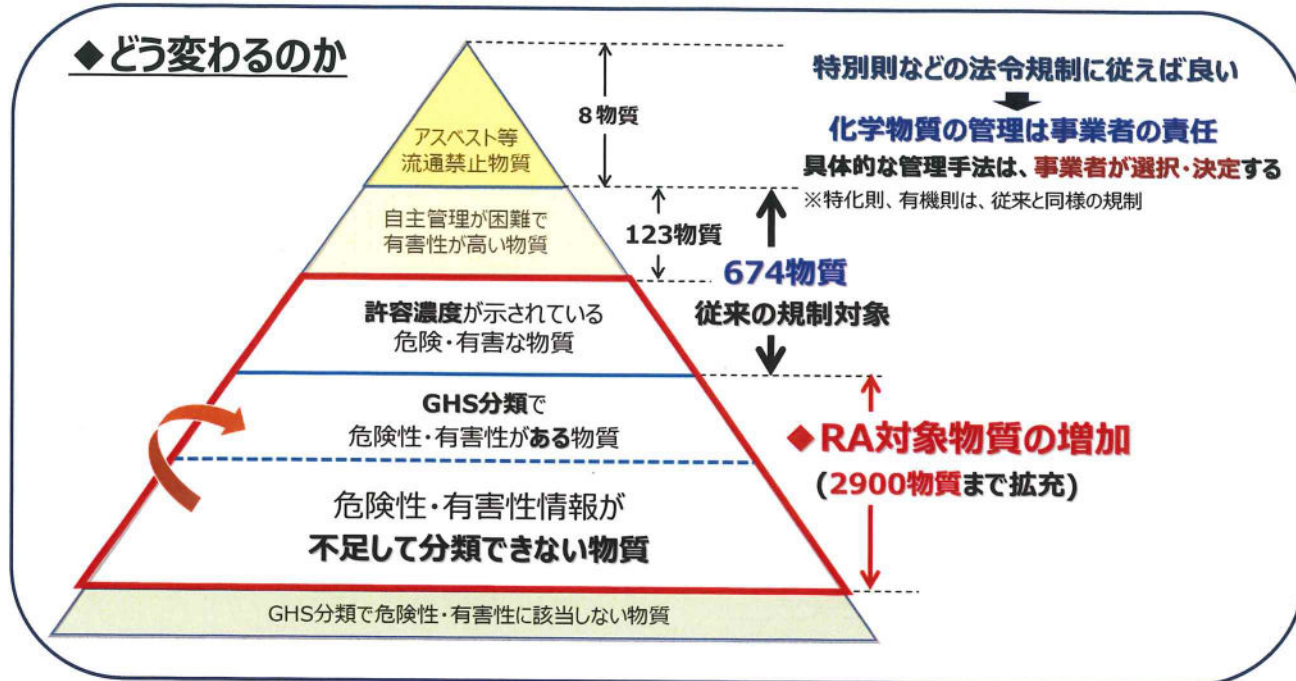
項目	内容	R5.4	R6.4
ラベル表示、SDS通知対象物質の増加	RA対象物質が大幅に増加する。改正前674物質 ⇒ 改正後2900物質まで拡充。 国のGHS分類により、危険性・有害性が確認された全ての物質が対象となる。	●	
RA対象物質に関する事業者の責務	RA対象物質に関して、労働者のばく露される程度を 最小限度 にする事。	●	
	濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を 濃度基準値以下 にする事。		●
	RA結果およびリスク低減措置の内容について、周知徹底し、 記録を作成し、保存(3年) する事。	●	
がん原性物質の作業歴	がん原性物質 を含有する製品を取扱うとき、 作業歴を30年間記録・保存 する事。	●	
衛生委員会の付議事項	ばく露低減措置内容および健康診断に関して、労働者からの意見聴取を行い、調査・審議を行う事。	●	●
健康診断について	RA結果に基づき、労働者の意見を聴き、必要と認めるときは、医師等による健康診断を実施する。		●
	濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師等による健康診断を実施する。		●
	健康診断を実施した場合は、その記録をがん原性物質が30年、その他は5年間、保存する事。		●
	作業環境測定や労働者のばく露の程度が低い場合は、特殊健康診断の頻度が緩和される。	●	
	がん等の遅発性疾病の把握が強化される。	●	
皮膚等障害化学物質への規制強化	皮膚刺激性、皮膚腐食性、皮膚吸収による健康障害がある化学物質の取扱いに関し、 不浸透性の保護衣・保護手袋等 、適切な保護具を着用する事。	(●) 努力義務	●
管理者の選任	化学物質管理者と保護具着用責任者の選任 が必要。		●
雇入れ時教育の拡充	雇入れ時に化学物質の安全衛生に関する教育を行う事。		●
注文者が講じる設備範囲の拡大	請負人の労働者の労働災害を防止する目的で、化学物質の危険・有害性、安全確保措置等を記載した 文書を交付 する事。	●	
小分容器保管時の措置強化	RA対象物(含有品)を 別容器で保管 する時は、危険・有害性情報等を記載した ラベル貼付けが必要 。	●	
SDS通知方法の柔軟化	SDSの通知方法として、 ホームページや2次元コード、電子メール送信 による通知も可能となった。		施行済み
SDS内容更新確認	人体に及ぼす作用について、5年以内毎に一回、SDS内容の確認を行う事。 更新変更が必要な場合、1年以内に更新して、通知する事。	●	
その他緩和	化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制(特別規則)が適用除外とすることができる。	●	
改善対応について (措置強化)	労働災害発生又はそのおそれのある事業場等に対して、労働基準監督署長による改善指示の明記。		●
	作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置が強化される。		●

リスクアセスメントを『RA』と略す

労働安全衛生法 改正（概要）について

新たな化学物質規制が導入されます

リスクアセスメント=RAと略す



★改正項目概要



ばく露濃度低減措置の実施と記録・保存 **記録・保存(3年間)**

以下の方法で、ばく露濃度の低減を行う

- ①代替物質の使用
リスクの低い材料への代替
- ②換気装置等を設置し稼働
プッシュプル型換気装置または全体換気装置の設置
- ③作業方法の改善
作業手順、作業時間短縮、立入禁止区域の設定等
- ④有効な呼吸用保護具の使用
スプレー作業は、防塵機能付き防護マスクが有効

小分け保管容器へのラベル表示(人体への有害性表示)

塗料・シンナー等を別容器で保管する時は、ラベル表示をする

がん原性物質の作業記録30年間保存

がん原性物質の取扱い業務について、作業歴を記録する 発がん性 区分1

健康・皮膚障害物質の保護具着用義務

皮膚等への障害を引き起こす化学物質の取扱いは、**不浸透性の保護衣・手袋**の他、適切な保護具を着用する

2023年4月からは努力義務、2024年4月から義務化

化学物質管理者の選任 『氏名を見やすい箇所に掲示する』

保護具着用責任者の選任

- ・資格要件無しで選任できる(製造事業場以外)
- ・両方の職務を兼任することができる
- ・作業現場ごとではなく、事業場毎に選任する

ばく露濃度を濃度基準値以下に

国が設定したばく露濃度基準値物質については、濃度基準値以下とする事

CREATE-SIMPLEを用いて、リスクレベルが2以下であれば許容範囲

リスクレベル3以上は、確認測定が必要

RA結果に基づく、健康診断の実施

事業者は、労働者の意見を聴き、医師等の指示で健康診断を行う

*健康診断を実施した場合 記録の保管は5年間(がん原性物質に関する健康診断は30年間)保管

濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施する